

特定不妊治療費への助成について

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター
（シーオーレ新宮子育て支援課内） ☎963-2995（直）

4月から、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行う夫婦の経済的な負担軽減を支援するため、特定不妊治療費の助成を実施しています。

【対象】

次の要件にすべて該当する夫婦（事実婚の夫婦も含む）

- （1）県知事から特定不妊治療費に係る助成の決定を受けていること
- （2）申請日前1年以上の期間引き続き新宮町に住んでいること
または仕事などやむを得ない事情により夫婦の一方が町外に居住している場合は、町長が認めた者であること
- （3）町税を滞納していないこと
- （4）助成金の交付を受けようとする治療について、他の市町村から助成を受けていないこと

【助成対象となる治療期間】

治療終了日または中止日が、令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）の治療

【助成金額・回数】

県助成金の対象となった特定不妊治療費額から、県助成金額を差し引いた額に対して町の助成を行います。1回の治療につき上限額5万円です。助成の回数は、県助成金決定の回数に準じます。

【申請期間】

県助成金の決定があった日から3か月以内

【申請に必要なもの】

- （1）新宮町特定不妊治療費助成金交付申請書
- （2）町外居住についての申立書 ※該当者のみ
- （3）福岡県発行の「不妊治療費助成承認決定通知書」
- （4）該当する特定不妊治療に係る領収書
- （5）新宮町特定不妊治療費助成金交付請求書
- （6）助成金振込口座番号が確認できるもの

※（1）、（2）、（5）は、子育て支援課窓口配布または町ホームページからダウンロードできます。

【申込先】

しんぐう子育てサポートセンター
（シーオーレ新宮子育て支援課）

ここらにここら相談室

問い合わせ先 しんぐう子育てサポートセンター
（シーオーレ新宮子育て支援課内） ☎963-2995（直）

妊娠中や子育て中の不安や悩みを少しでも軽減するため、臨床心理士による相談を月に1度開催しています。一度ゆっくりお話ししてみませんか。相談は無料です。

【日程】 7月20日（火）

- 【時間】 ①午前9時～9時50分
②午前10時～10時50分
③午前11時～11時50分

【場所】 シーオーレ新宮

【対象】 町内に住む妊婦、乳幼児の保護者

【定員】 先着で各時間帯1組ずつ

【託児】 無料（要予約）

【注意事項】 相談は原則として1回です。相談内容によっては、保健師の対応となる場合があります。

【申込方法】 窓口、電話（申込時に、相談内容を簡単に伺います）

【申込期間】 7月1日（木）～13日（火）
※祝休日は除く

【申込先】 しんぐう子育てサポートセンター
（シーオーレ新宮 子育て支援課）

7月～9月は町からのお知らせが 午後6時に流れます

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734（直）

町では、毎週木曜日と土曜日に、子どもの帰宅を呼びかける啓発放送を流しています。

【放送時間】 7月～9月 午後6時

10月～6月 午後5時02分

※毎日流れる正午と午後5時のメロディ放送は変わりません。



6時になりました。
子どもは早く帰りましょう。

国民年金保険料の免除

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直) / 東福岡年金事務所国民年金課 ☎651-7159

令和3年度

国民年金保険料の免除申請について

【対象】 経済的な理由などで本年度の国民年金保険料(16,610円/月)を納めることが困難な人

※申請が認められると国民年金保険料の納付が全額または一部免除

※免除審査は本人、配偶者および世帯主の前年の所得で判定

【対象期間】 本年7月分～令和4年6月分

【受付開始日】 7月1日(木)

【申請に必要なもの】

①マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの

②失業を理由とする場合は、次のいずれかの書類が必要です。

○雇用保険受給資格者証

○雇用保険被保険者離職票

○雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、公務員などは「辞令」の写し

※学生は、別途学生納付特例制度があります。詳細は問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入

減少を事由とする国民年金保険料の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難になった場合による臨時特例の国民年金保険料免除制度も継続されます。制度内容の詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。

【対象】 次の条件をすべて満たす人

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入が減少していること
2. 令和3年中に見込まれる所得が、国民年金保険料の免除・学生納付特例などの基準適用相当になることが見込まれること

【対象期間】 令和2年2月分以降の国民年金保険料

【申請に必要なもの】

○国民年金保険料免除・納付猶予申請書または学生納付特例申請書

○所得の申立書

※感染拡大防止の観点から、できる限り郵送による手続きをおねがいします。

※各種申請書、所得の申立書は、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

※学生納付特例を申請する人は、学生証の写しが必要です。

【申請・問い合わせ先】

○東福岡年金事務所国民年金課 ☎651-7159

○日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

ふれあい交流館でマイナンバーカードの申請受付を行います

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

新型コロナウイルスワクチン接種会場でマイナンバーカードの申請受付を行います。

予約は不要です。この機会にマイナンバーカードを申請してみませんか。顔写真も無料で撮影します。



【必要なもの】

○通知カード

○住民基本台帳カード(持っている人)

○運転免許証、パスポートなど顔写真付きの本人確認書類(お持ちでない場合は、健康保険証と年金手帳などの2点)

※上記のものがすべてそろっている場合は、郵送でのマイナンバーカード受け取りも可能です。

【日時】 7月4日(日)午前10時～正午
8月1日(日)午前10時～正午

【場所】 ふれあい交流館

まが玉づくり教室

問い合わせ先 シーオーレ新宮町立歴史資料館 ☎962-5511（直）

「まが玉」は、弥生時代や古墳時代に、滑石やヒスイ、碧玉（へきぎょく）などのきれいな石でつくられた古代のアクセサリーです。みなさんも作ってみませんか。



【開催日時】※参加はいずれか1回のみ

○第1回 7月28日（水）午前9時30分～正午

申込期間 7月1日（木）～27日（火）

○第2回 8月25日（水）午前9時30分～正午

申込期間 7月1日（木）～8月24日（火）

【各回共通】

場所 そぴあしんぐう 創作室

対象 小・中学生と保護者

定員 各回20人程度（先着順）

※付き添いの人を含む

参加費 無料

申込方法 町立歴史資料館窓口または電話

【注意点】

○糸のこ・手動ドリルを使います。小学3年生以下の児童は、保護者または年上の人と参加してください。

○石を紙ヤスリで削るため、細かい粉がたくさん出ます。汚れてもいい服装で参加してください。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必ずマスクをつけて参加してください。

○新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、中止や内容を変更する場合があります。

「Active 新宮」「しんぐう町議会だより」を配信しています！

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734（直）
議会事務局 ☎963-1737（直）

全国の自治体からの情報を集めたアプリ「マチイロ」に、広報誌「Active 新宮」と「しんぐう町議会だより」を掲載しています。

配信時にはお知らせが届きます。ぜひ、ご利用ください。



※通信料は利用者負担です。

高齢者を対象に水中トレーニングを開催します

問い合わせ先 町地域包括支援センター（町福祉センター内）
☎963-0663（直）

健康を維持するため、これを機にご自身の身体を見つめ直してみませんか。

水の特性を活かしたトレーニングで心も体もリフレッシュしましょう。



【日程】 8月6日～11月5日の毎週金曜日

※8月13日と10月29日は除きます

【時間】 午後1時30分～3時

【場所】 ブリヂストンスイミングスクール新宮
（新宮東1丁目4-1）

【対象】 町内に住む60歳以上の人

【必要なもの】 水着・スイミングキャップ・タオル

【定員】 16人（定員に達した場合は抽選）

【申込期間】 7月5日（月）～9日（金）

【申込方法】 窓口、電話

【申込先】 町地域包括支援センター

年に1回 健康チェック！

大切な身体を守るため、年に1回は健診(検診)を受けましょう。

受診には予約が必要です。電話予約またはウェブ予約をしてから受診してください。詳細は、広報6月号で配布している「新宮町総合健診ガイド」をご覧ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止や延期、変更となる可能性があります。

健診日程		会場	受付時間	(特定)健康診査	がん検診など	骨粗しょう症検診(40歳～)	歯周病健診(40歳～)	予約締切日
8月	28日(土)	シーオーレ新宮	午前8時 ～ 10時50分	○	○	○	○	7月29日(木)
	29日(日)			女性のみ	女性のみ			
	30日(月)			○	○			
9月	9日(木)	シーオーレ新宮	午前8時 ～ 10時50分	○	○	○	○	8月11日(水)
	10日(金)			女性のみ	女性のみ	女性のみ		
	11日(土)	相島きずな館	午前8時30分 ～ 10時	○	○ ※肺、大腸、前立腺、肝炎のみ			
	14日(火)	シーオーレ新宮	午前8時 ～ 10時50分	女性のみ	女性のみ			
	15日(水)			○	○			



※「女性のみ」の日程では、受診者および検査や診察を行うスタッフを女性に限定して健(検)診を行います。(受付や案内係などは男性スタッフの場合もあります)また、他の全日程において、腹囲測定・子宮頸がん検診・乳がん検診のスタッフは女性です。

※8月28日(土)はマイナンバーカードの申請も受け付けます。顔写真も無料で撮影します。



【(特定)健康診査の対象】

- 20～39歳の人
- 40～74歳の**新宮町国民健康保険**の被保険者
- 後期高齢者医療保険の人
- 社会保険の被扶養者(40～74歳)の人

【がん検診の対象と項目】

20歳以上(肺、大腸、胃)、20歳以上女性(子宮頸、乳)、40歳以上(肝炎)、50歳以上男性(前立腺)です。

【問い合わせ先】

- 40歳以上の**新宮町国民健康保険**被保険者、後期高齢者医療制度被保険者の(特定)健康診査役場住民課(保険年金医療担当)
☎963-1733(直)
- 上記以外の方の(特定)健康診査、がん検診など全般、健診の相談
町福祉センター健康福祉課(健康づくり担当)
☎962-5151(直)

健診は予約が必要です

- 電話予約 0120-791-376 ▲予約はこちら
- 受付時間 午前9時～午後5時
- ※祝休日、8月13日(金)を除きます。
- ウェブ予約
<http://fs-localg.jp/shingu-town/>

お詫びと訂正

アクティブ新宮6月号に折り込みの「新宮町 総合健診ガイド」に誤りがありました。お詫びして訂正します。

1ページ 乳がん検診マンモグラフィ対象年齢

誤 ②50歳代の女性

正 ②50歳以上の女性

6ページ

※2 実施期間は以下のとおりとなります

誤 【胃内視鏡】令和3年7月1日から令和3年12月31日

正 【胃内視鏡】令和3年6月1日から令和3年12月31日

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課
(健康づくり担当) ☎962-5151(直)

手話奉仕員養成講座の受講生募集

問い合わせ先 役場健康福祉課（障がい者・社会福祉担当） ☎962-0239（直）

新宮町・古賀市の共催で、手話奉仕員養成講座を開催します。

この講座は、「手話」を言語とする聴覚障がいのある人などに対し、日常生活上のコミュニケーションの支援をする手話奉仕員を養成することが目的です。

講座は本年度に入門編、来年度に基礎編を行い、全課程修了者には、町から修了証が交付されます。

【日時】 9月22日（水）～令和4年10月（予定）

毎週水曜日 午後7時15分～8時45分（初回は午後6時45分開始）

【場所】

入門編（9月～令和4年3月）

サンコスモ古賀（古賀市庄205）

基礎編（令和4年4月～10月予定）

サンコスモ古賀または新宮町内の公共施設

【対象】

新宮町または古賀市に在住、在学、在勤している人（高校生以上）で、全課程（入門編・基礎編）を受講可能な人

【定員】 20人程度

【参加費】 無料（テキスト代3,300円は実費負担）

【申込方法】 申込書を記入し、郵送、メール（fukushi@town.shingu.fukuoka.jp）または役場健康福祉課窓口を持参

※申込書は役場健康福祉課窓口にあります。町ホームページからもダウンロードできます。

【申込締切日】 8月5日（木）必着

令和3年度 サマーキャンプ 参加者募集

問い合わせ先 そびあしんぐう社会教育課 ☎962-5111（直）

普段なかなか体験できない自然体験や集団生活を2泊3日で体験します。新しいお友だちと一緒に夏の思い出をつくりませんか。

【日程】 8月3日（火）～5日（木） 2泊3日

【場所】 県立少年自然の家「玄海の家」

【募集人数】 24人（定員に達した場合は抽選）

【対象】 町内に住む小学4年生～6年生

【参加費】 1万1,000円（活動費、保険代など）

【募集期間】 6月18日（金）～7月1日（木）

※土曜日・日曜日でも受け付けます。



▲おとしのサマーキャンプでの野外炊飯

【申込方法】 次の①、②のうちいずれかでお申し込みください。

①そびあしんぐう窓口の受付箱に申込用紙を提出
→土曜日・日曜日でも受け付けます。

②QRコードを読み取り、インターネットで申し込み
→24時間受け付けます。



※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

【活動日程・内容】

7月23日（金・祝） 午前10時～	事前説明会 そびあしんぐうで行います。保護者同伴で必ず参加してください。
8月3日（火）	海水浴 キャンプファイヤー 他
8月4日（水）	シーカヤック 木工工作 他
8月5日（木）	野外炊飯 ふりかえり 他

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、中止や内容を変更する場合があります。

消防トピックス

粕屋北部消防本部 ☎ 944-0131
http://www.khfd-119.koga.fukuoka.jp/



花火による火災・やけどにご注意ください！

日本の夏の風物詩といえば花火ですね。手軽に楽しむことができる反面、使用方法や注意事項を守らないと、大きな事故や火災に繋がります。



～事故を防ぐポイント～

- 子どもたちだけで行わず、大人と一緒に遊びましょう。
- 人ごみを避け、燃えやすい物のない、広い場所以で行いましょう。
- 花火などに書いてある警告、注意書きを守りながら遊びましょう。
- 絶対に人に向けて発射しないようにしましょう。
- 風が強い日の花火はやめましょう。
- 必ず水を入れたバケツなどを用意して残り火を消しましょう。

～やけどをしてしまったら～

直ちにやけどをした患部を流水で冷やしてください。水ぶくれや皮ふがこげた場合は、医療機関を受診してください。



補装具支給などの巡回相談を行います

問い合わせ先 役場健康福祉課(障がい者・社会福祉担当)
☎ 962-0239(直)

身体に障がいがある人を対象に、補装具支給などの巡回相談を実施します。相談を希望する場合は申し込みが必要です。また、原則として本人がお越しください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる可能性があります。

【日程】 8月24日(火)

【場所】 サンコスモ古賀(古賀市庄205)

【相談内容】 肢体不自由者の補装具の支給・修理の要否判定、処方および適合判定

※電動車いす・座位保持装置・重度障がい者用伝達装置は相談のみで、判定は行いません。

※身体障害者手帳の診断書の作成や補聴器の判定は行いません。

【必要なもの】

○認印

○身体障害者手帳

○補装具再支給の場合 前回支給の補装具

○補装具修理の場合 修理が必要な補装具

【申込方法】 電話、窓口

【申込締切日】 8月3日(火)

【申込先】 役場健康福祉課

マイナンバーカードに関する 臨時窓口を開設します

問い合わせ先 役場住民課 ☎ 963-1733(直)

カードの受け取りや申請、電子証明書の更新ができます。予約制となっていますので、必ず電話予約して来庁してください。



【日時】

7月4日(日) 午前9時～11時30分

7月17日(土) 午前9時～11時30分

【場所】 役場住民課

※予約人数には限りがあります。早めに予約してください。

国民健康保険被保険者証の更新分を7月中に一齐送付します

問い合わせ先 役場住民課 ☎963-1733(直)

8月1日(日)から使用できる国民健康保険被保険者証(以下：被保険者証)を7月下旬に簡易書留・転送不可の取り扱いで世帯主宛に郵送します。

70歳以上75歳未満の人には「被保険者証兼高齢受給者証」を郵送します。

【役場から送付するもの】

○70歳未満の人 被保険者証

※有効期限 令和4年7月31日

○令和4年7月1日(金)までに70歳の誕生日を迎える人

被保険者証

※有効期限は70歳の誕生日の月末です。ただし、1日生まれのみ誕生日の前日となります。有効期限を迎える月の下旬に「被保険者証兼高齢受給者証」を簡易書留・転送不可で郵送します。

○70歳以上75歳未満の人(令和3年8月時点)
被保険者証兼高齢受給者証

※有効期限は令和4年7月31日です。ただし、令和4年7月31日(日)までに75歳の誕生日を迎える人はその前日が有効期限です。

【注意事項】

過年度の国民健康保険税に滞納がある場合は、被保険者証の有効期限が短い「短期被保険者証」を交付します。

【限度額適用認定証について】

現在、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っていて、8月以降も必要な人は、改めて申請をしてください。自動更新ではありません。受付開始は8月2日(月)です。

町内の「ふくおか食の健康サポート店」に行こう！

「ひとまるの里 ひめ工房」

県では、県民の食を通じた健康づくりを推進するため、ヘルシーメニューを1品以上提供している店舗を「ふくおか食の健康サポート店」として登録し、県民の健康な食生活を応援しています。町内の対象店を不定期に紹介していきます。

各店が登録しているメニューは、「野菜たっぷり」「カロリーひかえめ」「塩分ひかえめ」で示します。

ひとまるの里 ひめ工房

「野菜たっぷり」のメニューを提供

営業時間 午前9時～午後5時30分

場所 新宮町下府1206-2

駐車場 あり

店休日 8月14日(土)～16日(月)、

12月31日(金)～令和4年1月5日(水)

☎941-5500



★ひとことPR★

「ひとまるの里」は地元の新鮮な季節の野菜や果物、魚介が買える新宮町農産物直販所です。調味料などの加工品も選りすぐりの品ばかり。相島産の鮮魚が入荷した日は「こいのぼり」があがります。

隣接する「ひめ工房」では、加工品を使っていない野菜たっぷりの弁当を作っています。4月のさくら祭りや11月の創業祭では、ガラポンくじなどのお楽しみがたくさん。地域の人との交流を深め、地産地消の橋渡しを行い、地元を元気にしていきます。

社 会 福 祉 協 議 会 の 窓

傾聴ボランティアによる

ふれあい10分コール そら

外出自粛などにより、人と会って話すことが難しくなっています。「誰とも話さずに1日が終わった…」という日々が続いている人はぜひ「ふれあい10分コール そら」にお電話ください。「傾聴ボランティアそら」がおはなしの相手をしてします。電話の際「ふれあい10分コール そら」とお伝えください。秘密は必ず守ります。

日程 7月2日(金)、9日(金)、16日(金)、30日(金)

時間 午後1時～3時

※通話時間は1人10分程度

料金 無料(通話料は自己負担)

対象 町内に住む人

※電話は1回線のため、お待たせすることがあります。

不登校・ひきこもりほっこりおはなし会

家族が学校へ行きしぶったり、不登校やひきこもりになったとき、本人や家族、周りの人はどうすべきか悩んでしまいます。

ひとりで悩まず思いを語り合ってみませんか。
※日程は、休館などにより変更する場合があります。

日時 毎月第3金曜日 午後1時～3時
(時間中はいつでもどうぞ)

対象 行きしぶりや不登校、ひきこもりに悩む本人や家族、関心のある人

場所 そびあしんぐう1階中庭和室「松籟庵」

参加費 無料

問い合わせ先 町社会福祉協議会
☎963-0921(直)



町立小学校の通級指導教室・特別支援学級の見学会について

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

令和4年度に町立小学校へ入学する子どもの保護者などを対象に、通級指導教室および特別支援学級などの見学会を開催します。見学には申し込みが必要です。

【日時】

○立花小学校通級指導教室

7月1日(木) 午前9時45分～10時30分

○新宮北小学校特別支援学級(おおぞら学級)

7月6日(火) 午前9時30分～10時10分

○新宮東小学校特別支援学級(なかよし学級)

7月6日(火) 午前10時40分～11時20分

【対象】 令和4年度に町立小学校へ入学を予定している子どもの保護者

【申込方法】 役場学校教育課窓口へ直接申し込み

【申込期限】 学校見学日の前日午後4時まで

小学校入学前に相談してみませんか

問い合わせ先 役場学校教育課 ☎963-1739(直)

令和4年度に町立小学校へ入学する子どもの保護者を対象に、就学相談会を行います。入学後に学校での特別な支援を希望する保護者は必ずご相談ください。また、まだ迷っている、検討中であるという保護者も、ぜひご相談ください。相談には申し込みが必要です。

【相談日時】 7月26日(月)～8月6日(金)の
午前9時～午後5時

【対象】 令和4年度に町立小学校へ入学を予定している子どもの保護者

【申込方法】

○町立幼稚園在籍児の保護者

町立幼稚園へ直接申し込み

○町立幼稚園児以外の保護者

役場学校教育課へ電話申し込み

【申込期間】 7月5日(月)～8月6日(金)

新宮海岸での深夜花火を規制しています

問い合わせ先 役場地域協働課 ☎963-1734（直）

新宮海岸での深夜花火は新宮町深夜花火規制条例で規制されています。深夜の花火は近隣住民の安眠を妨げるだけでなく、火災の危険性もあります。条例に違反した場合は、警察から指導を受けたり、5万円以下の過料が科せられたりすることがあります。

新宮海岸は、みなさんの憩いの場です。ルールを守りましょう。

- 【規制時間】 午後10時～翌日の日の出
 【規制区域】 新宮海岸一帯
 【規制花火】 飛ばす花火、打上花火、爆発音がする花火、回転する花火など
 ※線香花火などは除く。



相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日（電話相談にて対応）

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

「スマホで気軽に」が、トラブルに!? 急増するSNSでのトラブルとは？

「交流関係を広げるため」などの目的で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者が増加し、全国の消費生活窓口への相談が急増しています。特に50歳以上の人からの相談が急増しており、若年層だけでなく、中高年層でもトラブルが発生しています。

事例

ある女性のSNSを見ていたところ、その女性から連絡が届き、SNSでやりとりをするようになった。その後、女性から「携帯が壊れたので今後はこのサイトで連絡を取りたい」と言われサイトへ誘導された。そのサイトは最初無料で利用できたが、途中から有料になった。女性からは「かかったお金は会った時に返す」と言われたため、女性とのやりとりに必要なポイントの購入を続けた。その後も文字化け解除などと理由を付けられ、ポイントの購入を繰り返してしまった。同様の手口で別のサイトでもポイントの購入を繰り返してしまい、代金は合計約370万円となってしまったが、まだその女性に会えない。だまされたと思うので、解約、返金を求めたい。

アドバイス

- SNS上の相手が本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。
- 個人情報を求められることもありますが、絶対に渡さないようにしましょう。また、個人情報や自分の写真、身元が分かるような書き込みは安易に投稿しないようにしましょう。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合には、すぐに消費生活相談室に相談しましょう。

【相談窓口】

- 消費者ホットライン「188（いやや!）」番
※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）